CORPORATE GOVERNANCE

Hokuhoku Financial Group, Inc.

最終更新日:2016年6月27日 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ

取締役社長 庵 栄伸

問合せ先:企画グループ長 北川 博邦 TEL:076-423-7331

証券コード:8377

http://www.hokuhoku-fg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループ(当社および子会社、関連会社)は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めて参ります。

- (1)株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主の皆さまのみならず、お客さま、地域社会、従業員などのステークホルダーの利益を考慮する。
- (3)適切に情報を開示し、透明性を確保する。
- (4)監査役会の監査機能を有効活用するとともに、独立社外取締役の活用により取締役会の監督機能の実効性を高める。
- (5)中長期的な企業価値向上に向け、株主の皆さまとの建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社および中核子会社(北陸銀行、北海道銀行)では、上場株式の政策保有に関する方針、ならびに議決権行使基準を、以下のとおり定めております。

<保有に関する方針>

- (1)政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有するものである。
- (2)政策保有株式については、個別銘柄毎に、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断する。
- <議決権行使に関する方針>
- 政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認のうえ、総合的に判断する。
- (1)取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
- (2)当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社では、当社および株主の皆さまの共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を持たれることのないよう、グループ会社間の取引や役員・主要株主とグループ会社との取引は、会社法、銀行法ならびにその他関連法規に従い適切に対応するとともに、当社や株主の皆さまの利益に反する取引を防止しております。

なお、関連当事者間の取引に関する手続きならびに管理に関する規定の概要につきましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の脚注1に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

【原則3-1】(情報開示の充実)

1. 当社グループの経営理念は、次のとおりです。

【経営理念】

「ほくほくフィナンシャルグループ」(当社および傘下の北陸銀行、北海道銀行その他の関連企業)は、広域地域金融グループとしてのネットワー クと総合的な金融サービス機能を活用して、地域のお客さまの繁栄に貢献し、ともに発展しつづけます。

「地域共栄」

社会的使命を実践し、地域社会とお客さまとともに発展します。

「公正堅実」

公正かつ堅実な経営による健全な企業活動を目指し、信頼に応えます。

「進取創造」

創造と革新を追求し、活力ある職場から魅力あるサービスを提供します。

また、この経営理念の実現を通じ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の経営戦略・経営計画として、中期経営計画を策定しております。詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/strategy/)

2. 当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

- 3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続、ならびに監査役の報酬を決定するにあたっての方針および手続については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「経営陣の報酬等(第20条)」に掲載しておりますので、ご参照ください。(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)
- 4. 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針ならびに手続については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の選定および取締役会の構成(第10条)」「取締役(第11条)」「社外取締役(第12条)」「監査役の選定および監査役会の構成(第15条)」「監査役(第16条)」「社外監査役(第17条)」の各条項に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

5. 前記4の手続による取締役候補者の選定は、次回の株主総会への取締役・監査役選任議案上程の際に、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会の経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会の専決事項および経営陣に対する委任の範囲等に関する考え方については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会(第9条2項および3項)」「経営会議(第13条1項)」に記載し、また、同ガイドラインの脚注4および脚注6に、取締役会の専決事項および経営陣に対する委任の範囲を定めた規定の概要を記載しておりますので、ご参照ください。 (http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

取締役会は、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮し、かつ建設的な議論をできる適切な員数を維持し、うち、2名以上を社外取締役としております。

なお、取締役会の構成の考え方については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の選定および取締役会の構成(第10条)」に記載しておりますので、ご参照ください。

 $(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)\\$

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

社外取締役候補および社外監査役候補の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、当社の「独立性判断基準」を満たす者としております。

なお、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の脚注5に、当社の独立性判断基準の詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

【補充原則4-11-1】(取締役の選任に関する方針・手続)

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、ならびに取締役の選任に関する方針・手続については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の選定および取締役会の構成(第10条)」に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼務状況)

当社は、社外取締役・社外監査役を含め、取締役・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼職状況を、「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。

本報告書の更新日時点における社外取締役および社外監査役の兼職の状況につきましては、本報告書の「2.1.【取締役関係】会社との関係 (2) および「2.1.【監査役関係】会社との関係(2) にも記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要)

取締役会全体の実効性についての分析・評価ならびにその結果の概要の開示に対する方針は、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会(第9条7項)」に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

なお、平成27年度の結果概要は次の通りです。

<平成27年度取締役会評価 結果概要>

1. 取締役会の実効性に関する分析・評価プロセスの概要

すべての取締役に対して記名方式の自己評価アンケートを実施し、アンケート結果に基づくコーポレート・ガバナンス委員会からの助言を得たうえで、4月の取締役会にて実効性に関する評価を行いました。

【自己評価アンケート項目】

取締役会の構成、取締役会の運営、コーポレート・ガバナンス委員会の運営、取締役の役割・責務、社外取締役の支援態勢等、

株主・投資家との関係、コーポレート・ガバナンスの態勢、取締役会の実効性全般

2. 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

取締役会ならびに取締役会の下に設置された社外役員を主要メンバーとするコーポレート・ガバナンス委員会の構成・運営は適切であり、取締役会の実効性は確保できていると評価しております。なお、評価の議論の中で、取締役会における議論をより充実させるため、議案の内容・報告頻度の見直しや重要議案にかかる審議の充実、社外役員の支援の強化、株主意見等のフィードバックの充実などを検討すべきとの意見が共有され、今後、必要な対応を図っていくこととしております。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

取締役・監査役に対する研修・支援の方針については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会(第9条4項)」に記載しておりますので、ご参照ください。

 $(\texttt{http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf})$

【原則5—1】(株主との建設的な対話の方針)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の皆さまとの建設的な対話の促進(第21条)」に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/docs/20151001_cgg.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	73,211,000	5.41
明治安田生命保険相互会社	33,954,000	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,470,000	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	23,860,000	1.76
	The state of the s	

住友生命保険相互会社	23,606,000	1.74
北陸電力株式会社	22,118,669	1.63
株式会社みずほ銀行	18,104,510	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	17,752,000	1.31
東京海上日動火災保険株式会社	17,453,850	1.29
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	17,169,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	<u>—</u>
親会社の有無	なし
補足説明	

特にありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 特にありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	
------	--

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

正夕	属性	会社との関係(※)										
八 石	馬注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
大島 雄次	他の会社の出身者								Δ			
中川 了滋	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 雄次	0	明治安田生命保険相互会社名誉顧問 安田生命保険相互会社(現明治安田生命 保険相互会社)において、平成16年1月の 合併前まで代表取締役会長に就任してお りました。明治安田生命保険相互会社 は、役員の保険について当社との間で取 引がありますが、その金額は軽微であり ます。	金融機関(生保)経営の豊富な経験を有しており、経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。
中川 了滋	0		弁護士や最高裁判所判事としての豊富な経験と法律に関する高い見識により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく中立性は十分確保され

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	コーポレート・ガバナ ンス委員会	5	0	0	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会		5	0	0	2	0	3	社外取締役

補足説明

当社グループの持続的な成長および中長期な企業価値の向上を目的に、社外取締役・社外監査役(以下、「社外役員」)が連携し、当社重要事項への適切な助言・関与等を行う機関として「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置しております。

その概要は以下のとおりであります。

- 1. 委員会の主な目的および機能
- (1)社外役員間の情報交換・認識共有
- (2)社外役員と常勤監査役との連携確保
- (3)代表取締役を中心とする取締役と社外役員の情報交換・認識共有
- (4)取締役の人事・報酬等の特に重要な事項に関する助言
- (5)社外取締役・社外監査役として当社および業界に関する必要な知識の習得
- 2. 構成等

委員会は、社外役員および常勤監査役で構成し、委員長は、社外取締役の中から互選によって決定する。尚、委員長は、他の取締役や当社社員、会計監査人の出席を求めることができる。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は年2回、会計監査人と定例会合を開催しており、監査役は必要に応じて随時会計監査人からの報告聴取・会計監査人との意見交換 等

を行っております。

監査役は内部監査部門(監査グループ)とほぼ毎月1回意見交換会を開催しているほか、必要に応じて随時報告、聴取等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

正 夕	属性	会社との関係(※)												
八 石	馬1工	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
前泉 洋三	他の会社の出身者													
川田 達男	他の会社の出身者											0		

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- I 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前泉 洋三	0	北海道瓦斯株式会社特別顧問	企業経営者として経営、地域経済に精通し、経営全般の監視機能が期待できることから社外 監査役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員 の要件を満たしており、一般株主と利益相反 が生じるおそれがなく中立性は十分確保され るものと判断し、独立役員に指定しました。
川田 達男	0	セーレン株式会社代表取締役会長兼最 高経営責任者 セーレン株式会社において当社出身者が 社外監査役に就任しており、相互就任の 関係にあります。	企業経営者として経営、地域経済に精通し、経営全般の監視機能が期待できることから社外 監査役に選任しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員 の要件を満たしており、一般株主と利益相反 が生じるおそれがなく中立性は十分確保され るものと判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対して、平成24年6月26日開催の定時株主総会で決議いただい ております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

社外取締役及び監査役に対しては、その役割を踏まえ、付与対象者としておりません。 また、子会社である株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員も付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度の取締役(社外取締役を除く)

対象人数9名、報酬等の総額146百万円(ストック・オプション22百万円を含む) 平成27年度の監査役(社外監査役を除く) 対象人数1名、報酬等の総額25百万円 平成27年度の社外役員 対象人数5名、報酬等の総額22百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額等については、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、次のとおり決議いただいております。

- 1. 取締役の報酬額は、賞与を含めた報酬として年額240百万円以内とする(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。
- 2. 監査役の報酬額は、年額75百万円以内とする。
- 3. 取締役の報酬限度額とは別枠で取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を年額35百万円(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)を上限とする。

また、当社では、役員の報酬等について、社長その他役職ごとの基本報酬金額上限を定めており、当該規定に基づいて、必要の都度取締役会で

報酬等を決定し、支給しております。なお、当社及び子銀行における役職並びに兼務状況に応じて、それぞれ規定の報酬額等から減額調整を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役には担当スタッフ1名を配置し、監査役会開催事務、監査役の補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更純

【現状の体制の概要】

当社は、グループ各社に対する適切なモニタリング体制を構築し、グループ各社の業務執行の妥当性に関するチェック機能を強化するとともに外部の客観的意見の経営への吸収・反映に努めることで、コンプライアンスの徹底を図り、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで、監査機能の高い独立性を確保しております。各監査役は、 監査役会で策定された監査方針及び計画に基づき、取締役会をはじめとする諸会議への出席や調査活動を行い、取締役の職務の執行を監査し ております。

さらに、取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営の重要事項を協議決定しております。経営会議は社長、副社長を含む常勤取締役7名で構成されており、常勤監査役も出席しております。

このほか、当社の常勤取締役7名とグループ会社社長で構成する「営業推進会議」を設置し、グループ全体の経営方針の徹底、各社経営状況の把握に努めております。

【監査の状況】

当社及びグループ各社のコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する部署として監査グループを設置しております。監査グループ(2名)は、当社の内部監査に加えてグループ各社の内部監査機能を統括し、内部監査実施状況のモニタリングを通じて内部管理態勢を検証しております。なお、グループ各社の内部監査は、子銀行の監査部担当者(56名)を中心に行っております。これらの結果について、監査グループは取締役会、経営会議に対して報告を行うとともに、各社の内部監査部署に対する提言・指導を行っております。

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席しているほか、重要書類の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人等からの報

+版 告聴取等を通じて取締役の職務遂行を監査しております。

また、監査役及び監査グループは、会計監査人と定期的に情報交換を行い、会計監査の状況を把握するとともに、監査役会は会計監査人による会計監査の状況について報告を受け、その適正性について検証しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 深田 建太郎 (有限責任監査法人トーマツ所属) 当社継続監査年数3年 指定有限責任社員 業務執行社員 香川 順 (有限責任監査法人トーマツ所属) 当社継続監査年数1年 指定有限責任社員 業務執行社員 石尾 雅樹 (有限責任監査法人トーマツ所属) 当社継続監査年数6年

上記3名の公認会計士に加え、その補助者として公認会計士16名及びその他20名がおり、合計39名が会計監査業務に携わっております。なお、当社及び当社グループの有限責任監査法人トーマツへの公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく平成27年度の報酬等の合計額は129百万円(うち当社20百万円)、その他の報酬2百万円(うち当社-百万円)です。

なお、社外取締役(2名)及び社外監査役(2名)とは、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用するとともに、社外取締役を選任する体制を採っております。社外取締役は意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への牽制といった役割や監督機能の強化の観点から有効であると考えております。したがって、この体制が、監査役の機能を有効に活用しながら監査役の権限・体制面での制約を補い、経営に対する監督機能の強化を可能にするものと考えております。

また、グループのガバナンス体制を強化し持株会社としての経営管理を的確に行うために、当社の主要な子会社である北陸銀行と北海道銀行の間では両行の出身者を相互に取締役に選任し、相互理解と相互牽制を図っております。加えて、両行の監査役においては、北陸銀行では監査役4名のうち3名を、北海道銀行では監査役4名のうち2名を、グループ出身者ではない社外監査役としております。これらにより、グループ・ガバナンスの強化が可能になると考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年は総会日(6月24日)の22日前(6月2日)に発送しました。なお、発送前公表(早期ウェブ開示)を5月27日より行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	第12期株主総会開催日:平成27年6月26日(金) 第13期株主総会開催日:平成28年6月24日(金) 第12期は集中日となりましたが、電力会社等の地元有力企業との同日設定を回避しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを採用 しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	インターネットによる議決権行使、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを採用 しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ上に掲載しております。
その他	当社は、株主総会を株主の皆さまとのコミュニケーションを図る重要な機会ととらえ、真摯な対応で臨み、報告事項をビジュアル化するなど、株主の皆さまにわかりやすい説明を行うことを心がけております。なお、当社ホームページに株主総会招集通知・参考書類等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年6月に富山、金沢、札幌及び旭川にて、個人投資家向け会社説明会 を開催し、当社グループの概要、業績及び戦略等について会長・社長が説明 しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向け会社説明会を、平成27年11月及び平成28年5月に開催し、決 算内容及び経営戦略について、社長・副社長が説明しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年6月に北米、欧州の機関投資家を個別に訪問し、決算内容及び経営戦略等について、社長(北米)、副社長(欧州)が説明しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ディスクロージャー誌、決算短信、四半期決算短信、会社説明会資料、有価 証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、その他適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:企画グループ 担当役員:取締役 浅林 孝志 事務連絡責任者:企画グループ長 北川 博邦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	当社グループでは「CSRの基本方針」を制定し、「お客さま、地域社会(環境)、株主、従業員」を特に重視するステークホルダーとして捉え、すべてのステークホルダーから支持が得られるよう活動してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営理念のもとに、法令を遵守し倫理的行動をとることを基本とし、広域地域金融グループとして本業を通じた地域貢献を主軸とした上で、環境・社会へ配慮した活動を積極的に行うことで、当社グループ、地域経済及び地域社会の持続的発展を目指しております。

ステークホルダーに対する情報提供に	コンプライアンスの基本方針で、経営の透明性確保を定め、的確で円滑な情報開示に努めてお
係る方針等の策定	ります。
その他	く女性の活躍に向けた取組みについて>当社グループでは、女性が活躍できる職場づくりに向けて、環境整備やキャリア形成支援に積極的に取組んでおります。 北陸銀行及び北海道銀行では、女性の管理職への登用促進や専門性の向上を目的として、キャリアビジョンの明確化とリーダーシップ発揮を研鑽する研修プログラムを充実させております。 北陸銀行では、「北陸銀行 Better Work, Better Life宣言」を制定し、出産・育児関連規定を拡充するなど、女性活躍のサポートを強化しております。なお、富山労働局より、「ファミリー・フレンドリー企業部門 富山労働局長優良賞」を受賞しております。 北海道銀行では、厚生労働省ポジティブ・アクション情報ポータルサイトにて、女性の活躍推進宣言を行い、育児休業制度を整備、時間短縮勤務制度等の両立支援、行内託児施設「どさんこKids' Room」による育児休業後の円滑な職場復帰支援を実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社は、経営理念のもとに策定された経営戦略、経営計画の達成にむけた業務執行について、その業務執行が法令及び定款に適合し、適切に行われるよう体制を整備し、これに則った運用を行うことがコンプライアンス、コーポレートガバナンスを強化する上で非常に重要であると考えております。そのために今後とも必要な体制整備を進めていく方針です。

【整備状況】

取締役会において内部統制体制の構築(整備)に関する基本方針を決議しており、現在の整備状況は以下の通りです。

- (1)当社及びグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- 取締役の株主総会での選任にあたっては、社外取締役を推薦し、相互牽制機能の更なる強化を図っております。
- ・コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、社外取締役及び社外監査役が連携して当社の重要事項への適切な助言・関与等が行える態勢を整備しております。
- ・監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の機関として取締役の職務執行を 監査しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの不徹底が経営基盤を揺るがすことを強く認識し、「コンプライアンスの基本方針」・「コンプライアンス規定」等の基本となる規定を策定するとともに、コンプライアンス統括部署を設置することにより、当社及びグループ会社のコンプライアンス態勢の維持・強化を図っております。
- 取締役会は、年度ごとにコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、当社及びグループ各社の役職員は、上記基本規定及び「コンプライアンスプログラム」に基づき、連携して誠実かつ公正な企業活動を遂行しております。
- 取締役会は、「顧客保護等管理基本規程」を定め、顧客の利益保護に関する基本方針、管理態勢を整備しております。
- ・役職員等が法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された通報・相談窓口に報告する体制を確保しております。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を遮断し、取引の防止に努めております。
- ・金融機関を通じて取引される資金が各種犯罪・テロに利用される可能性があることに留意し、マネーローンダリング防止に努めております。 (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会は、取締役会規定及び文書管理規定等により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う体制を整備しております。(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、当社及びグループ各社を取り巻く様々なリスクの存在とそのコントロールの重要性を認識し、「リスク管理の基本方針」及び「リスク管理規程」を決定し、グループ会社経営に付随する各種リスクを正しく認識し、かつ適切な管理・運用を行うことによってグループ経営の健全性を確保する体制を整備しております。
- ・災害等の不測の事態や危機に備えて、「コンティンジェンシープラン」等を策定し、危機管理体制の確立を図っております。
- ・グループ各社は、当該基本方針に則り、各社のリスク管理部署の緊密な連携により、適切なリスク管理を実施しております。
- (4)当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、基本職務及び業務機構・分掌事項の大綱などの組織に関する基準を定め、当社及びグループ各社の業務執行が組織的かつ効率的に行われる体制を確保しております。
- 経営会議は、取締役会から権限の委任を受け、定められた職務分掌に基づき、迅速かつ効率的に業務を執行しております。
- ・テレビ会議システム等ITの積極的な活用に取り組んでおります。
- (5)企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、グループ経営管理規程を定め、グループ各社が重要事項について当社へ付議・報告する体制を整備し、内部監査部門から当社及びグループ各社における、法令等遵守・リスク管理の状況及び業務の適切性・有効性についての監査結果の報告を受け、グループ全体の経営管理を行っております。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制整備を行い、財政状態及び経営成績について真実かつ明瞭な報告を行っております。
- ・取締役会は、グループ内取引等に関する管理態勢の明確化及びグループ全体としての健全経営の堅持を目的に「グループ内取引に関する規定」を定め、同規則に基づいた運営及び管理を行っております。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は、監査役の監査業務の遂行を補助するために、独立性や実効性等に配慮し監査役が直接指揮命令できる専任の使用人を配置しております。
- 当該使用人の人事異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得ることとしております。
- (7)当社及びグループ会社の役職員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・役職員は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実を直接あるいは間接的に監査役に報告することとしております。
- ・監査役と取締役は、予め、役職員が行う監査役会に対する報告事項を定め、監査役への報告体制を確保しております。
- ・監査役は、必要に応じて役職員に対し報告を求めることができます。
- ・当社及びグループ会社の役職員が監査役に相談又は通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように体制を整備しております。
- (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役が実効性のある監査職務を円滑に遂行するための体制整備を求めた場合は十分に協議し対応しております。
- ・監査役会は代表取締役及び外部監査人と定期的に会合を行うほか、内部監査部門、その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保ち、定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めております。
- ・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用については、会社に請求することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社グループは、市民社会からの信頼性維持、金融機関の業務の適切性及び健全性に鑑み、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を遮断するため、以下のとおり当社グループの「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定めております。

- (1)反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断します。
- (2)反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として対応し、断固として拒絶します。
- (3)反社会的勢力に対する資金提供及び不適切・違例な便宜供与は行いません。
- (4)反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を図ります。
- (5)反社会的勢力による不当要求等があった場合は、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【整備状況】

- (1)当社グループでは、コンプライアンス部署を反社会的勢力への対応統括部署とし、体制整備に努めるとともに、対応責任者も配置して、反社会的勢力からの不当要求に対応することにしております。
- (2)当社グループでは、警察や弁護士等の外部専門機関とも緊密な連携関係を構築しており、不当要求に対しては連携して法的対応も含め毅然と対応しております。
- (3)当社グループでは、対応統括部署で反社会的勢力に関する情報を収集して一元的に管理しており、取引の防止に努めております。
- (4)グループの主要会社では、対応マニュアルまたは通達を整備し、コンプライアンス関連研修と合わせ、反社会的勢力への対応とコンプライアンスにおける重要性を、社内で周知徹底に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策の導入を行っておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制については、「内部統制システムの概要」を参照願います。

適時開示体制の概要につきましては、以下のとおりであります。

当社は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および北銀リース株式会社等を傘下に持つ持株会社であります。

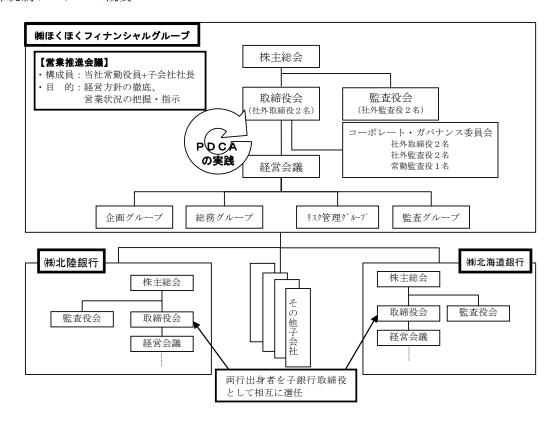
当社および子会社等の会社情報管理は、当社では企画グループが担当し、子会社等では企画部門などの情報管理責任部署が担当しております。

当社と子会社等との間には「グループ内の事前承認および報告に関する基準」を定めており、これに基づき、当社および子会社等の経営情報(財務的、社会的情報等)は当社企画グループに集中する体制をとっております。また、当社企画グループにおける情報管理の状況は、当社監査グループがチェックしております。

当社企画グループは、当社および子会社等の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報のうち、開示基準に該当する会社情報を、代表取締役に報告し、適時適切に開示することとしております。

情報開示の方法は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行うと同時に、当社ホームページへも掲載することとしております。 概要図は、「適時開示体制の概要」を参照願います。

内部統制システムの概要



適時開示体制の概要

